

第4章

広報紙のアーカイブ化と自治体間の 情報共有 ～災害広報を契機として～

公益社団法人日本広報協会 調査・企画部長 兼 事業部長

藤本 勝也

1 地震発生時の一次広報は広報紙

広報紙のアーカイブ化と自治体間の情報共有を考えるとときに、災害広報は極めて重要であると考ええる。

(1) 東日本大震災 ～福島県南相馬市のケース

2011年3月11日に東日本大震災が発生した。マグニチュード9.0。大津波、火災のほか、福島第一原子力発電所事故などにより、岩手県、宮城県、福島県ほかの太平洋沿岸地域が甚大な被害を被ったのは周知のとおりだ。

地震と津波で複数の発電所が停止したことから、東北電力管内では、青森県、岩手県、秋田県の全域、山形県、宮城県のほぼ全域、福島県の一部で停電が発生。この状態が何日も続くことになる。

沿岸地域では、地震と津波によって多くの人が家を失い、避難所生活をしいられることになる。自治体では、「いつ、どこで水や食料が配布されるか」「どこで医療品や生活用品が配布されるか」といった情報を、避難生活を送る人々に迅速に届けなければならない。大規模停電のため、自治体は当該ウェブサイトやSNSで発信することができない。当然、被災者も受信することができない。

当時、自治体は、どのような手段を使って、必要な人に情報を届けたのか、福島県南相馬市の広報担当者に話を聞いたことがある。南相馬市は、海沿いで福島第一原子力発電所がある双葉町の北側(間に浪江町を挟む)に位置する。南相馬市では、発信する情報をとりまとめて、電気が復旧している内陸部の自治体まで車を走らせて、そこで複写機を借りて災害広報紙を印刷し、南相馬市の各避難所に配布した。

つまり、大規模な地震が発生し、停電が長引く状況に陥ると、インターネットは使えない。自治体からの一次広報は、紙媒体(広報

紙)となるのだ。

「自治体広報は、経費のかかる広報紙での情報発信をやめて、インターネットに移行したほうがいいのではないか」といった話を聞くことがある。そのたびに、この東日本大震災での南相馬市の事例を紹介し、「広報紙をなくすことはよくない」と伝えてきた。しかし、インフラが以前より格段に整備された今、いつまでも南相馬市の事例を引き合いに出していいのだろうかと自問自答していたのは事実だ。

しかし、東日本大震災の13年後の能登半島地震でも、同様のことが起きたのだ。

(2) 能登半島地震 ～石川県穴水町のケース

2024年1月1日に能登半島地震が発生した、マグニチュードは7.6。津波、火災のほか、土砂災害に見舞われ、道路が各地で寸断され、インフラや住居の再建はまだまだ時間がかかる状態であるのは周知のとおりだ。

石川県穴水町では、携帯電話やインターネット通信を行うための電波の中継拠点となる基地局が被災してしまい、通信手段を長らくの間、奪われた状態になったという。

ネットが全然つながらないため、町からの情報発信は各避難所に支援物資を配布するタイミングで、避難所の担当者に口頭で伝えたり、避難所の掲示板に書き込んで伝えたりするしかなかったそうだ。

穴水町で災害広報第1号を発行したのは、1月14日。これは、1月15日から応急仮設住宅の申し込みがはじまるのを受けて、A3判両面印刷で配布されている。

その当時、住民に必要な住居関連の情報を1日でとりまとめて編集し、役場の出力機で印刷。避難所へは、自衛隊に協力してもらい、広報紙を届けたそうだ。いたるところで道路が寸断されている

状態では、道路が混雑する前、早朝に定期的に物資供給するルートを使うしかなかったようだ。一方、避難所には行かず、各家（各世帯）で生活を続けていた住民へは、区長を通じて広報紙を届けたようだ。ちなみに、区長に連絡がついたのは1月下旬ごろだったため、区長を通じて届けた広報紙は、2月の災害臨時特別号からである。日ごろから、区長に広報紙の配布を依頼していたことが災害時にも生きたようだ。

震災当初は全域で停電していたのが、1月28日にようやく全域で復旧、通信にいたっては2月9日に全域でつながったという。

穴水町の場合、こういった大きな災害が発生したときは、最初の情報発信は広報紙といったアナログが一番強かったという。つまり、インフラが東日本大震災の時代よりも整備されていたとしても、基地局が被災してしまうと、インターネットを情報発信手段として使うことができないのだ。

(3) 能登半島地震 ～石川県珠洲市のケース

同じ能登半島地震の被災地でも、能登半島の先端に位置する石川県珠洲市の情報発信は違っている。

珠洲市では停電になったが、市役所は自家発電で、避難所はそれぞれ発電機で電気を供給できたため、まずは市の公式LINEで住民が今すぐ必要な情報を発信したようだ。

当初350人程度だった登録者数は、避難所にLINEの二次元コードを配布して積極的に登録を呼びかけた結果、利用者はどんどん増えていき、現在では1万人を超えているという。

一方、穴水町では、そもそも通信状況が良くないのに加えて、高齢者が多く、LINEによる情報発信は向いていない。人口も少ないので広報紙で十分対応できた。

つまり、自治体それぞれのインフラ状況に加えて、住民の高齢化

などの多様な状況によっても情報発信方法が違ってくることが見えてくる。

珠洲市は災害広報第1号を1月19日に発行している。A4判両面印刷だ。避難所に足を運び、被災者がどのような情報を求めているのか、聞き取り調査を行い、それに対応した内容で制作したそう。配布は穴水町と同様に、自衛隊による物資供給と共に各避難所や二次避難先に配布したという。

広報紙は、LINEに比べて情報発信のスピードはないものの、幅広い年代の人に正確な情報を伝えることができ、災害時には非常に有効な媒体だったそう。

2 能登半島地震後の石川県自治体の災害広報等発行状況

ここで、能登半島に位置するいくつかの自治体の災害広報や広報紙の発行状況を取りまとめた。

(1) 穴水町

災害広報を、1月14日、2月15日、3月15日、4月16日、5月15日と発行。

通常の広報紙を、2月1日に災害臨時特別号として発行。その後、毎月広報紙を発行。

災害広報は、「お知らせ広報」的な役割で、通常の広報紙の合間に発行。変化する支援情報などを補完するために、災害広報を位置付けていたことが分かる。

(2) 珠洲市

災害広報を、1月19日、2月2日、2月29日、3月15日、3月

図 4-1 能登半島先端の自治体



出典：国土交通省国土地理院、
地理院地図 (GSI MAPs) (<https://maps.gsi.go.jp/>) を参照
(最終閲覧日：2025年12月24日)

21日、4月15日、4月24日、5月23日と、10号までは頻繁に発行。

通常の広報紙を、2月号から6月号まで休刊し、7月号から再開。
さらに、支援制度パンフレットを、1月26日、2月13日、4月

5日と発行。

なお、災害広報を、9月30日、10月18日に、支援制度パンフレットを、2025年11月1日にも発行している。

LINEで情報発信をしていたとはいえ、かなりの頻度で紙媒体を発行していたことが分かる。

(3) 輪島市

災害広報を、1月11日、1月25日、2月8日、2月22日、3月7日と発行。

通常の広報紙を、2月号、3月号と休刊し、4月号から再開。

災害広報は、広報主管課である企画課（現・振興推進課）ではなく、災害対策本部名義で発行していた。

(4) 能登町

臨時号を、1月17日、2月1日、2月16日と発行。

通常の広報紙を、2月号を休刊し、3月号から発行。

(5) 志賀町

災害広報や号外を発行していない。

通常の広報紙を休刊していない。

(6) 七尾市

通常の広報紙を、2月号を休刊。

2月8日に号外を、新聞折り込みで配布。

3月号、4月号を通常の広報紙ではなく、災害広報として発行。

(7) 中能登町

号外を、1月17日、2月22日に発行。

通常の広報紙を、1月25日に2月号として発行。この広報紙は、ほぼ通常の内容になっている。

これらは、すべて当該自治体のウェブサイトに掲載していることから、当時どのような情報を発信していたかが分かる。また、七尾市では、避難所ごとに活動した内容をとりまとめた資料をPDFにしてウェブサイトに掲載している。これは、避難所の様子がよく分かる資料だ。

つまり、これらは、地震が発生したとき、被災地の自治体では、どのような情報を発信していたか、住民はどのような情報を求めているかが分かる貴重な資料なのだ。

3 珠州市と穴水町にみる過去の地震発生時の 広報アーカイブ

2023年5月5日にも大きな地震(マグニチュード5.4)があった。そのときは、「広報すず」の2023年6月号に支援制度や罹災証明書の申請の情報を掲載していた。担当者はそれを見て、今回と同じような情報を発信しているなど思ったそう。

「広報すず」は、ウェブサイトでは2019年度以降しか掲載していないため、2007年3月25日の地震(マグニチュード6.9)後の市の情報発信の対応をウェブサイトで確認することはできない。同様に「広報あなみず」は、ウェブサイトには2015年度以降しか掲載していない。

2007年の地震は、穴水町では震度6強だが、2024年の地震ほどの被害はなかったそう。当時、広報紙でどのように情報発信したのかは、年度ごとにとじている保存用広報紙で確認し、「前回はこの程度の周知だったのか」と確認したそうである。ちなみに、

2023年の地震については、「広報あなみず」6月号の巻頭にある町長コラムで言及しているだけだ。

古い地震についてどのように情報発信していったのかは、珠洲市も穴水町も、ウェブサイトから消えてしまっている。そのため、穴水町の担当者は、現在ウェブサイトにある令和6年能登半島地震関連の情報については、今後もしっかりと保存して、新しい担当へも情報が引き継がれればと考えているようだ。

もちろん、災害広報の記録は、当該自治体の貴重な財産で、新しい担当者に引き継がれるものではあるが、これらの情報をアーカイブ化し、広く後世に伝えることは、全国の自治体にとっても有意義なことだ。

内閣府の中央防災会議では、今後想定される大規模地震として、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震」「首都直下地震」「相模トラフ沿いの海溝型地震」「南海トラフ地震」「中部圏・近畿圏直下地震」を挙げている。不運にも大規模地震が発生してしまったら、今回の穴水町や珠洲市などの広報紙や災害広報のアーカイブが必ず役に立つと考える。

4 穴水町にみる情報発信の推移

ここで、穴水町の地震発生後の情報発信の推移を見ていく。

(1) 災害広報第1号（1月15日発行）

「応急仮設住宅（みなし型）申込開始」「罹災証明書の申請・交付」「賃貸型応急住宅（みなし仮設住宅）利用案内」「住宅の緊急修理制度」「住宅の応急修理制度」

(2) 災害臨時特別号 (2月1日発行)

※災害広報第1号の内容に加えて

「地震の被災状況」「応急仮設住宅(建設型)」「被災建築物応急危険度判定」「町税の申告・納付等の期限延長」「水道・下水道の復旧」「被災者生活再建支援制度」「国民年金保険料免除」「国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険」「公立穴水総合病院のお知らせ」「災害片付けごみの仮置き場の設置」「被災家屋の解体・撤去」「能越ケーブルネットからのお知らせ」「あなみず春よ来い商品券の使用期限変更」など

(3) 災害広報第2号 (2月15日発行)

※今までの情報に加えて

「義援金第一次配分」「災害弔慰金・災害障害見舞金」「物価高騰対応重点臨時給付金」「生活福祉資金の貸付」「のと鉄道七尾線の代行バス運行」「奥能登・金沢間の無料バス運行」「こども家庭センター再開」「町内医療機関の診療時間」「訪問演奏のイベント情報」「被災家屋等の公費解体撤去」など

(4) 広報あなみず3月号 (3月1日発行)

※今までの情報に加えて

「石川県義援金の配分」「上下水道料金の免除」「浄化槽コールセンターの設置」「臨時無料バスの運行」「生活家電の購入支援」「外国人の人が見る情報」など

この号から、通常の広報紙では、新しい情報に対しては「NEW」のラベルが掲示されている。

(5) 災害広報にみる「読んでもらうための工夫」

この情報の推移をみると、当初は「住まいをどうするか」といっ

た情報が中心だったが、次第に生活に関する情報、移動に関する情報などが増えていき、少しずつではあるが、復旧に向かって必要な情報が発信されていることが分かる。

ちなみに、穴水町の災害広報第2号から、毎号巻頭に「～疲れた心に、ちょっと一息～ 穴水町の明るい話題をお届けします」というコーナーを設けている。そこには、「町内の小中学校の再開」「全国の子ども達から、穴水町の子ども達への義援金が届く」「芸能人が避難所訪問」「オーケストラの訪問演奏」「長野県宮田村の子ども達からの義援金とカイロが届く」といった記事が飾られている。

震災情報だけだと、どうしても業務連絡的な感じになる。このように明るい話題を災害広報の巻頭に掲載すれば、広報紙を手にとってもらえて、その流れで紙面を読んでもらい、各種制度を知ってもらえるのではないかという配慮だそう。この被災した状況で、町民に広報紙を手にとって読んでもらうための工夫をしているのには、頭が下がる思いだ。

5 臨時号には「見慣れたロゴ」の使用を

災害広報第2号から、「広報あなみず Anamizu」という英語のロゴをタイトルに使うようになる。いつも見慣れた広報紙のロゴを使えば、「町が発行している広報紙だ」と町民に思ってもらえるし、そこに掲載している情報に不信感は生まれえないという配慮だそう。これは、ほかの自治体でも同様だ。

珠洲市の災害広報は、最初から筆で書いたような「珠洲」のロゴを使っている。

輪島市は、災害広報第1号は緊急に出したのかロゴはないが、第2号から「広報わじま」のロゴを使っている。

能登町は、臨時号のNo.1から「Noto +」のロゴを使っている。

図 4-2 「広報あなみず」
災害広報第 2 号



出典：「広報あなみず」災害広報第 2 号、P.1

図 4-3 「広報あなみず」
2024 年 3 月号



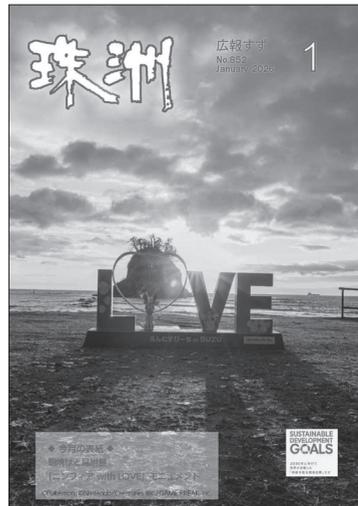
出典：「広報あなみず」2024 年 3 月号、P.1

図 4-4 珠洲市災害広報第 1 号



出典：「珠洲市災害広報第 1 号」P.1

図 4-5 「広報すず」
2026 年 1 月号



出典：「広報すず」2026 年 1 月号、P.1

七尾市は、1度だけ発行した新聞折り込みの号外には、「七尾ごころ」というロゴを使ってはいないが、市章と「広報ななお」のロゴは、「七尾ごころ」のロゴの右下にいつも併記しているものと同じだ。

中能登町は、二つの号外ともに、「広報なかのと」のロゴを使っている。

このように、平時の広報紙と同じロゴを災害広報や臨時号に使うと、そこに掲載している情報が行政からの公式なものであることを分かりやすく示すことが可能だ。昨今、SNS などでは、デザインが巧妙で、オフィシャルなのかフェイクニュースなのかどうかの見分けがつきにくくなってきているといわれる。こういった紙媒体で臨時号として情報発信する際に、「見慣れたロゴ」を使うことは情報の正確性を担保するには極めて有効だ。わざわざ、紙媒体でロゴも同じものをまねてフェイクニュースを流すような労力やコストが

図 4-10 広報ななお号外



出典：「広報ななお号外」P.1

図 4-11 「七尾ごころ」
2025年3月号



出典：「七尾ごころ」2025年3月号、P.1

図 4-12 「広報なかのと」
2024.1.17 号外



図 4-13 「広報なかのと」
2024年2月号



出典:「広報なかのと」2024.1.17 号外、P.1 出典:「広報なかのと」2024年2月号、P.1

かかることは、愉快犯もしないだろうと想像できる。

これは、言い換えれば、通常の広報紙のロゴを、どれだけ普段から住民に認知してもらえるかが重要だ。そのためにも、広報紙のロゴは、単純な明朝体やゴシック体の「広報〇〇」ではなく、少しデザイン化した、住民の印象に残るものが望ましい。

6 県レベルでのアーカイブサイト構築の動き

(1) 石川県のケース

さて、この震災アーカイブの動きは基礎自治体だけではない。

石川県は、「令和6年能登半島地震アーカイブ『震災の記憶・復興の記録』」のウェブサイトを2025年1月29日に公開した。災害の被災状況や復旧・復興の過程で得た教訓・ノウハウなどを、後世

図 4-14 令和 6 年能登半島地震アーカイブ 「震災の記憶・復興の記録」

石川県 令和6年能登半島地震アーカイブ 震災の記憶・復興の記録

フリーワード検索 🔍 文字サイズ 縮小 標準 拡大

探す / 知る / 伝える / リンク集 / お知らせ / よく見られている資料

令和6年能登半島地震アーカイブ
震災の記憶・復興の記録
記憶と記録を残す、明日につなげる。

令和6年能登半島地震及び令和6年奥能登震害に関する写真・映像・資料等を掲載していきます。
掲載物は、利用規約の範囲内でご利用いただけます。

4月 のと放送の全編運行再開 @穴水町

震災関連の写真 映像提供フォーム

地震発生から **01355** 日

令和6年1月1日、石川県能登半島を中心に甚大な被害をもたらした令和6年能登半島地震
そして、同年9月21日、奥能登に再び大規模な被害をもたらした令和6年奥能登震害。
災害の記憶と創造的復興に向けた記録を後世に継承します。

はじめに >

SEARCH

探す

検証・復興プラン

被災状況

復旧・復興

被災者支援等

出典：石川県ウェブサイト「令和6年能登半島地震アーカイブ 震災の記憶・復興の記録」(<https://noto-archive.pref.ishikawa.lg.jp/>) を参照（最終閲覧日：2025年12月24日）

にしっかりと継承するとともに、今後の災害対策や防災学習・学術研究などにも生かしていくのがねらいだ。

アーカイブサイトでは、被災市町や、国、全国の自治体、民間支援団体などから収集した震災関連資料や被災者・支援者の体験談などを公開している。サイトは「探す」「知る」「伝える」の三つで構成。

「探す」は、さらに「検証・復興プラン」「被災状況」「復旧・復興」「被災者支援等」で構成されている。例えば、「被災状況」では、被災現場の写真と撮影日、撮影者、二次利用条件、地図などの場所情報を掲載している。それらを地域や日付、キーワードなどで検索することが可能だ。

「知る」は、さらに「自身の被害」「復興へのあゆみ」「3Dモデル」で構成されている。例えば「復興へのあゆみ」では、「データで見る復興状況」や復興に向けての対話の記録「のと未来トーク」の記録などを見ることができる。

「伝える」は、「体験を語る」として、被災者・支援者に対してインタビューを行った内容を体験談として公開している。

(2) 岩手県のケース

岩手県は、2019年9月22日に「東日本震災津波伝承館」を開館し、さらに2025年3月7日にウェブサイト「いわて震災伝承施設・団体ガイド IWATE / TSUTAERU ～語り継ぐ未来のために～」を公開した。これは、岩手県内の震災伝承などに取り組む施設・団体の概要や実施している震災関連の学習プログラムなどを紹介している。

「震災伝承施設・団体検索」では、市町村名のほか、「語り部」「ワークショップ」などのキーワードやフリーワードにより、利用者の目的に合った施設・団体を探すことができる。

図 4-15 いわて震災伝承施設・団体ガイド
IWATE / TSUTAERU ～語り継ぐ 未来のために～



出典：岩手県ウェブサイト「いわて震災伝承施設・団体ガイド IWATE / TSUTAERU ～語り継ぐ 未来のために～」
(<https://www5.pref.iwate.jp/~hp0132/>) を参照 (最終閲覧日:2025年12月24日)

「教育活動での利活用」では、県内の公立学校における震災伝承施設・団体の活用事例から、事前学習・現地学習・事後学習などの学習モデルを紹介している。

さらに、東日本大震災津波の概況や関連資料、復興関係の動画なども紹介している。

(3) 震災アーカイブは当該自治体だけに向けたものではない

石川県や岩手県にみられる事業は、それぞれの震災の事実と教訓を共有することで、震災の風化や関心の低下を防ぐとともに、自然災害に強い社会の実現を目指しているのが目的だ。これは、それぞれの県下の当該自治体だけに向けたものではない貴重な記録であり、情報発信の訴求対象は、全国すべての自治体である。

7 共有すべきは災害広報だけでない

(1) マイナンバーカード普及・コロナウイルスワクチン接種広報

これまでは、災害広報のアーカイブと、その共有を中心に述べてきたが、自治体間で情報発信を共有したほうがいいものはほかにもある。ここ10年間の期間で見ても、自治体広報の現場では、2016年1月1日から導入されたマイナンバー制度とその普及広報、2019年末からはじまったコロナ禍の対応広報、さらにコロナウイルスワクチン接種に関する広報など、共通する情報を発信してきた。マイナンバーカード普及や、コロナウイルスワクチン接種などは、国からの情報をもとに、それぞれの自治体で記事にしていた。

また、コロナ禍が長引くと、広報紙の内容にも変化が見られてくる。当初は、コロナウイルス感染予防が中心だった。それが、徐々に自粛期間中での生活の工夫、運動不足解消の工夫に変わってくる。少し外出しても良くなってくると、テイクアウトで地元の飲食店支

援と、さらに情報発信のあり方が変わっていくのだ。

神奈川県厚木市の広報紙「広報あつぎ」（2020年12月1日号）では、特集「非日常から見えてきたもの 変わらない大切なこと」で、コロナ禍における現実の暮らしや価値観などを、市民800人から集めたアンケートの声で構成している。人と会えない日々が続く中、市民それぞれの立場から、何を考え、どのように行動していったかを紹介している。この特集には、市からの「こうしましょう」といったメッセージがない。そのため、読むと、多くの気づきが自分事のように感じることができる、とても素晴らしい内容になっている。

共通の情報発信を分かりやすくとりまとめている広報紙、様々なテーマをうまく掘り下げている広報紙は、「〇〇の広報紙はよくできているね」といった感想で終わるのではなく、ほかの自治体が、積極的にその手法を参考にしてもいい。

（2）他の自治体広報紙を参考にしたことがあるのは88.3%

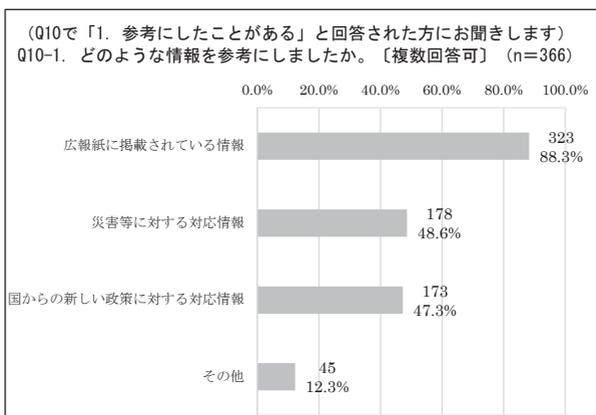
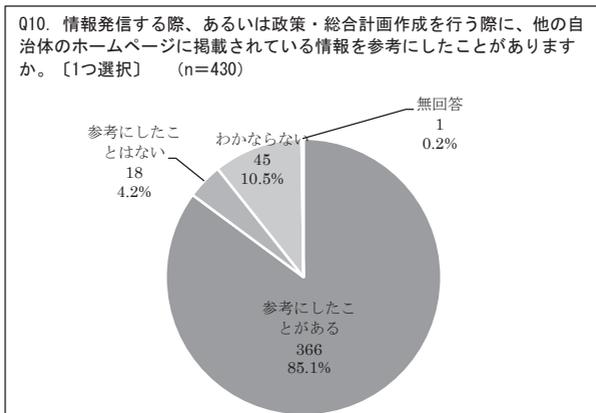
都市センターが2025年7月に実施した「都市自治体の広報に関するアンケート」では、「他の自治体のホームページに掲載されている情報を参考にしたことがある」と回答したのは85.1%で、さらにその中で「広報紙に掲載されている情報」と回答したのは88.3%となっている。

このことから、比較的多くの自治体の中で、お互いに広報紙を参考にしていることが分かる。

コロナ禍での自治体広報の情報発信のあり方が、少しずつではあるが、「感染しない」から「コロナ禍にどう向き合うか」に変わっていった。これは、もちろん広報紙の読者である住民が、コロナ禍の中、どのような情報を求めているかが変化していったことの表れだし、それを自治体広報担当者が敏感に捉えて、何を発信すればいいかを把握していったのは大前提だ。しかし、ほかの自治体のコロ

ナ禍関連の特集を参考にしながら、「そろそろこういった内容を、自身の自治体の広報紙で記事にしたほうがいいかもしれない」と企画した広報担当者も少なくないとする。

図 4-16 都市自治体の広報に関するアンケート調査結果抜粋



出典：都市自治体の広報に関するアンケート調査結果（Q10、Q10-1）を基に作成。
アンケート調査結果の詳細については第7章参照。

8 自治体広報紙の巻頭特集

(1) 広報紙を読む習慣づけのための巻頭特集

自治体広報紙の多くは、巻頭に特集記事を掲載している。このことについて、少し触れてみる。

市区町村が発行する広報紙には、「お知らせ記事」を読んでもらう大きな役割がある。例えば、「40代の人対象のがん検診無料」という情報を掲載したとする。住民は広報紙を読まなければ、その情報は届かない。この情報をそもそも知らなければ、ウェブサイトでも検索することもない。案内を郵送しても、中身を見ずに捨てられてしまうかもしれない。こういったお知らせ情報が、対象者や対象者の家族などに確実に届くようにするためには、広報紙を読むことを習慣にしてもらうことが必要だ。

しかし、巻頭から「お知らせ記事」が並んでいると、読者に文字ばかりな印象を与えて、なかなか広報紙を読んでもらえない。広報紙を手にとって、読んでもらうために、自治体広報担当者は様々な工夫をしている。その一つが、読んで得する、読み応えのある特集を巻頭に掲載することだ。

「今月号はどんな特集だろう」と、広報紙を開く。例えば、その特集が仮にその人にとって少し関係のない内容かもしれない。でも、行政からの一方的な「こうしましょう」という内容ではなく、住民の声で「私はこうしています」と語っていれば、立場が違ってても、その特集記事内容は「そうなのかもしれない」と、自分事になる。また、特集に多くの住民が登場していれば、「知っている人が出ているかな」とページをめくる。そうして読み進めると、「お知らせ」のページにたどり着く。そのまま、さっと見出しを読むだけでも、自分や自分の家族に必要な情報を見つけることができる。

例えば、前述したとおり、石川県穴水町の災害広報でさえ、毎号

巻頭に「～疲れた心に、ちょっと一息～ 穴水町の明るい話題をお届けします」というコーナーを設け、広報紙を手にとってもらえる工夫をしているのだ。

(2) 時代により変化する特集内容

この特集内容は、コロナ禍以外でも、時代によって少しずつ変化している。

公益社団法人日本広報協会が主催している全国広報コンクールでは、地方自治体などの広報活動の向上に寄与することを目的に、広報紙、ウェブサイトなどの広報作品を審査し、毎年、優秀団体を表彰している。これは、表彰するだけでなく、「今、素晴らしい広報紙のトレンドは何か、どういった特集テーマが多いのか」を、広く紹介する側面もある。

この全国広報コンクールの広報紙の市部門・町村部門について、入選作品の特集テーマの傾向を過去10年ほど見てみた。

2016年は、戦後70年（受賞された広報紙が発行されたのは2015年）だったことから、「戦争」を特集テーマにした自治体が4団体と目立つ。2017年に「LGBTQ」を特集テーマにした自治体は1団体だが、2020年には3団体に増える。2019年に「SDGs」を特集テーマにした自治体は1団体だが、2022年には3団体に増える。

もちろん、「地域活性化」を特集テーマにする自治体は、いつの時代も多い。しかし、「LGBTQ」や「SDGs」を特集として取り上げることは、その言葉が、ある程度、住民の興味・関心のあるテーマとして認知されてきている証拠だ。

9 素晴らしい広報紙の特集は共有財産

(1) いい特集内容はほかの自治体も参考にしたい

その時代の目新しいテーマを扱った特集だけでなく、「地域活性化」「移住・定住」「子育て支援」「高齢化」「認知症」「障がい者」「地産地消」「郷土芸能」などは、各自治体で頻繁に取り上げられている。広報担当者は、取材対象を変えたり、切り口を変えたり、全体の構成を変えたりと、様々な工夫をしている。これらの特集テーマは、全国の自治体で共通するもので、ある自治体で制作したい特集は、別の自治体が積極的に参考にして、広報紙の全体のレベルを底上げしてほしいと考えている。A市の広報紙は、B市の住民が読むことはほとんどない。だから、A市の特集が素晴らしければ、B市はその手法を取り入れれば、いい内容の広報紙を住民に届けることができるからだ。もちろん、見出しやレイアウト、写真の構図までそっくりまねをするのは、筆者としては適切ではないと考える。

つまり、過去の素晴らしい特集は、やはりその自治体だけでなく、全国の自治体の共有財産にしてほしい。

(2) 後世に伝えたい特集

例えば、前述の全国広報コンクールで入選した広報紙の中で、筆者が印象に残っている、大げさにいえば「後世に伝えたい」広報紙の特集をいくつか紹介したい。これらは、先に紹介した「広報あつぎ」（2020年12月1日号）も含めて、当該自治体のウェブサイトで見ることができる（2025年12月現在）。

ア 炭鉱（ヤマ）

福岡県赤池町（現福智町）の「広報あかいけ」（2003年12月号）の特集「炭鉱（ヤマ）」。「かつて炭鉱の町として栄えていたその歴史

を、当時、炭鉱で働いていた人たちの貴重な証言や記録でつづり、これからの未来をも見すえたもの。全44ページ中、30ページを特集にさいた超大作だ。その内容もさることながら、紙面デザインが自治体職員のレベルをはるかに超えた出来栄であった。

イ もしも「トヨタ」がなかったら

福岡県宮若市「広報みやわか宮若生活」(2006年12月号)の特集「もしも『トヨタ』がなかったら」。炭鉱が次々と閉山に追い込まれる中、大企業から小さなサプライヤーまでも含めての企業集団誘致を行った市の歴史を検証。タイトルどおり、もしもトヨタがなかったら宮若市はどうなっていたのかを問う内容だ。

ウ 終末期医療を考える

静岡県島田市「広報しまだ」(2011年11月号)の特集「終末期医療を考える」。病院ではなく、自宅に戻って亡くなることを選択する、終末期医療にかかわる家族を、ご本人が亡くなるまで取材している。そこまで取材対象者の信頼を獲得できるものなのか、驚かされる内容だ。

エ 誰とエコする？

京都府京都市「きょうと市民しんぶん」(2016年6月号)特集「誰とエコする?」。美男子3人のマンガキャラクター「紙ごみ」「プラごみ」「生ごみ」の妖精を登場させて、ごみ減量のためのフローチャートへ呼び込み、ごみ減量をゲーム感覚で学べる内容だ。

(3) ほとんどがアーカイブ化されていない

これら広報紙のテーマの捉え方、切り口、構成などはとても参考になり、自治体広報紙の世界では財産といっても過言ではない。

上記に挙げた広報紙以外にも「後世に伝えたい」広報紙の特集はあるが、残念ながらウェブサイトから削除されている。見る手立てがないので、自治体名・広報紙名・発行号などは紹介しないが、例えば、以下のような広報紙の特集があった。

- ・除雪で悩み、雪を忌み嫌う住民に、雪で遊んでいた昔の記憶を思い出させ、「雪はあったかいよ」と、「降雪」が暗いイメージであることを打ち破ろうとした特集は、その発想の転換が見事だった。
- ・現職の市長のゼネコンからの収賄容疑について扱った、自治を問う特集は、当時は、自らの広報紙でここまで記事にできるのかと話題になった。
- ・水道課の職員（女性）がクラブのホステス言葉で、「水道水はおいしい」ことを広報した特集は、そのおよそ自治体広報紙らしくならぬアプローチに、よく決裁が通ったものと驚かされた。
- ・「うまいビールを飲もうじゃないか」と問いかけて、ビール談義をしながら、地産地消、飲みすぎによる健康問題、へと展開していく特集は、最後に飲酒運転防止に持っていく構成が見事だった。
- ・老朽化していく公共施設を改築すべきかどうか、「ハコモノ行政」に対して、市民アンケートによって問う特集は、自らの広報紙で書きにくい内容を、市民の声として訴えていく切り口が素晴らしかった。

これらは、いずれも全国広報コンクールで受賞したものだが、ウェブサイトなどで見ることはできないのは残念だ。

過去の広報紙をウェブサイトから削除するのは、合併前の自治体のものであれば理解できる。しかし、多くの自治体では、ウェブサイトのサーバ容量の問題や、ウェブサイトの大幅なリニューアルのときに一斉に削除してしまったなど、多様な理由が考えられる。筆

者の肌感覚では、10年以上前の広報紙をウェブサイトで見ることができない場合が多いように感じる。

ただ、例外もある。先に紹介した福岡県福智町は、合併前の赤池町、金田町、方城町のおそらく現物として残っている昭和時代からの広報紙をウェブサイトに公開している。この取組みは、高く評価したい。ちなみに、赤池町の1965年（昭和40年）5月号を開いてみると、町営住宅（平屋10.25坪）の入居料が月1,900円となっている。古い広報紙を読むと、その自治体の歴史を知るだけでなく、当時の物価や、慣習なども分かり、大変興味深い。言い換えれば、今制作している広報紙も、いずれは古文書になる。

10 おわりに

筆者は、長年、全国広報コンクールなどを通じて、全国の様々な広報紙を拝見することができた。その関係からか、たまに、全国の広報担当者から、例えば「今度、図書館がリニューアルするので、過去に参考になるような特集はないか」といった問い合わせをいただくことがある。その都度、「〇〇年ごろの〇〇市の広報紙が、図書館特集でいいのを制作していたな」と思い出しながら、保存されている全国広報コンクール受賞作品を調べる。ただ、仮に見つけ出したとしても、その広報紙は、自治体のウェブサイトからは削除されてしまっていることが多々あるのだ。これは、残念でならない。何度も述べてきているように、自治体広報紙は、当該自治体のみならず、全国の自治体にとって貴重な財産だ。

今回は、「災害広報に掲載されている情報が、いかに貴重であるか。また、当該自治体だけでなく、他の自治体でも共有すべき」と、まずは災害広報を契機として、広報紙の共有について書き進めてきた。しかし、実は災害広報だけではなく、すべての広報紙（主に巻頭特

集)が、ほかの自治体にとって役に立つ資料なのだ。

災害広報をアーカイブ化するのはもちろんのこと、できれば、通常の広報紙も、合併前から、すべてウェブサイト公開するような動きは生まれまいだろうか。もちろん、ウェブサイトのサーバ容量は限られているのは承知の上だ。だが、もし、この寄稿を読んで、広報紙の共有の大切さを感じた担当者がいれば、できる限りの広報紙をウェブサイト公開するように働きかけてほしい。それは、いつの日か、どこかの自治体の役に立つはずだから。

参考文献

- ・穴水町 (2024) 「広報あなみず」 災害広報第1号～第5号
- ・穴水町 (2024) 「広報あなみず」 2月号災害臨時特別号
- ・穴水町 (2024) 「広報あなみず」 3月号災害臨時特別号
- ・厚木市 (2020) 「広報あつぎ」 12月1日号
- ・京都市 (2016) 「きょうと市民しんぶん」 6月号
- ・島田市 (2011) 「広報しまだ」 1月号
- ・珠洲市 (2024) 「災害広報」 第1号～第12号
- ・珠洲市 (2024) 「支援制度パンフレット第1版」
- ・珠洲市 (2024) 「支援制度パンフレット第2版」
- ・珠洲市 (2024) 「支援制度パンフレット第3版」
- ・珠洲市 (2025) 「支援制度パンフレット第4版」
- ・珠洲市 (2024) 「広報すず」 7月号
- ・珠洲市 (2026) 「広報すず」 1月号
- ・中能登町 (2024) 「広報なかのと」 2024.1.17号外
- ・中能登町 (2024) 「広報なかのと」 2024.2.22号外
- ・中能登町 (2024) 「広報なかのと」 2月号
- ・七尾市 (2024) 「広報ななお」 2024.2.8号外
- ・七尾市 (2024) 「広報ななお七尾ごころ」 災害広報第1号～第2号
- ・七尾市 (2025) 「広報ななお七尾ごころ」 3月号
- ・能登町 (2024) 「広報のと」 臨時号No.1～No.3
- ・能登町 (2024) 「広報のと」 3月号
- ・能登町 (2025) 「広報のと」 2月号
- ・福智町 (旧赤池町) (1965) 「赤池町時報」 5月号

- ・福智町（旧赤池町）（2003）「広報あかいけ」12月号
- ・宮若市（2006）「広報みやわか宮若生活」12月号
- ・輪島市（2024）「地震災害対策広報」第1号～第5号
- ・輪島市（2024）「広報わじま」4月号
- ・輪島市（2024）「広報わじま」8月号

<ウェブサイト>

- ・石川県ウェブサイト「令和6年能登半島地震アーカイブ 震災の記憶・復興の記録」
<https://noto-archive.pref.ishikawa.lg.jp/>（最終閲覧日：2025年12月24日）
- ・岩手県ウェブサイト「いわて震災伝承施設・団体ガイド IWATE / TSUTAERU ～語り継ぐ 未来のために～」
<https://www5.pref.iwate.jp/~hp0132/>（最終閲覧日：2025年12月24日）
- ・国土交通省国土地理院ウェブサイト「地理院地図（GSI MAPs）」
<https://maps.gsi.go.jp/>（最終閲覧日：2025年12月24日）

